

報道関係者 各位

令和元年 11 月 15 日

【照会先】

人材開発統括官付

技能実習業務指導室

室長 平川 雅浩

室長補佐 戸原 智晶

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5949)

(直通電話) 03 (3595) 3395

技能実習計画の認定を取り消しました

出入国在留管理庁と厚生労働省は、令和元年 11 月 15 日付で、阿波スピンドル株式会社、かね七株式会社、有限会社キノテック、小池孝昌、株式会社志田産業、鈴木秀男、有限会社ティー・ワイ・プロダクツに対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。詳細は、下記のとおりです。

記

<技能実習計画の認定の取消しの内容（詳細は別紙 1 から別紙 7）>

- 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - 阿波スピンドル株式会社（代表取締役 木村 雅彦）
 - かね七株式会社（代表取締役 石黒 広一）
 - 有限会社キノテック（代表取締役 田中 救雄）
 - 小池孝昌（代表者 小池 孝昌）
 - 株式会社志田産業（代表取締役 志田 隆）
 - 鈴木秀男（代表者 鈴木 秀男）
 - 有限会社ティー・ワイ・プロダクツ（代表取締役 堀内 保典）

2 処分内容

[1 (1)、(7) に対する処分内容]

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和元年 11 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (3)、(5)、(6) に対する処分内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和元年 11 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (2)、(4) に対する処分内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和元年 11 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 別紙 1 技能実習計画の認定の取消しの内容 (阿波スピンドル株式会社)
- 別紙 2 技能実習計画の認定の取消しの内容 (かね七株式会社)
- 別紙 3 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社キノテック)
- 別紙 4 技能実習計画の認定の取消しの内容 (小池孝昌)
- 別紙 5 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社志田産業)
- 別紙 6 技能実習計画の認定の取消しの内容 (鈴木秀男)
- 別紙 7 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社ティー・ワイ・プロダクツ)
- 別紙 8 参照条文